認定を受けた者は、自動車運転代行業を廃止したときは、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

第九条第二項中「認定証の交付」を「認定」に改め、「当該認定証をその」を削り、「返納しなければ」を「、その旨を記載した届出書を提出しなければ」に改め、同条第三項中「認定証の返納」を「届出書の提出」に改める。

第十一条の見出しを「（料金の掲示等）」に改め、同条中「、これを」を「、当該料金について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

5　自動車運転代行業者は、第一項の規定により自動車運転代行業約款を定め、又は変更したときは、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第十五条中「掲示した」を「定め、又は変更した」に改める。

第十七条第一項中「第四条の」を削る。

第二十二条第二項中「まで」の下に「及び第五項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第四条の」を削る。

第二十九条中「政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を」を「命令を」に、「それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則」を「その命令」に改める。

第三十二条第五号中「第四条の」を削る。

第三十三条第三号中「届出を」を「届出書の提出を」に改め、同条第四号中「違反した」を「違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した」に改め、同条第六号中「の規定」を「又は第五項の規定」に改める。

第三十五条中「違反した」を「違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

**第五十二条**　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第一項中「営業所ごとに、」を「主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに、」に、「、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「掲示して」を「掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供して」に改める。

第百二十一条第三号中「規定による」を削り、「掲示した」を「掲示し、又は公衆の閲覧に供した」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

**第五十三条**　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第十一項第一号ハ中「公告」の下に「（第五十九条の八において準用する銀行法第五十二条の二の九第二項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。）」を加える。

第五十九条の八中「主務大臣」と」の下に「、同法第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは「農林中央金庫法第九十六条の二第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と」を加える。

第九十九条の三第二号中「第五十二条の四十第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「第五十二条の四十第二項」を「第五十二条の四十第三項」に改める。

第百条第一項第十九号の四中「若しくは掲示」を「、掲示若しくは閲覧に供する措置」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

**第五十四条**　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条中「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十五条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第六十五条の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条中「掲げなければ」を「掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第百四十三条第二号中「よる標識を掲げない」を「違反した」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

**第五十五条**　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十八条の見出しを「（料金等の掲示等）」に改め、同条中「事項を」を「事項について、」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第五十二条第二号中「又は」を「若しくは」に、「した」を「し、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

**第五十六条**　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第二項中「関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨」を「次に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面」に、「法務局又は」を「法務局若しくは」に、「掲示する」を「掲示し、又は当該事項を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　関係人の氏名又は名称

二　通知をすべき事項

三　前号の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨